

第 21 号

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例
(熊本県手数料条例の一部改正)

第1条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第483号及び第484号を次のように改める。

(483) 及び (484) 削除

第2条第1項第582号の11イ(ア)中「1,000円」を「2,000円」に改め、
同号イ(イ)中「200円」を「400円」に改め、同項第652号ウ中「72,380
円」を「72,410円」に改める。

第3条の表中「、第412号及び第483号(自動車の保管場所の確保等に関する法
律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部
分を除く。)」を「及び第412号」に改める。

別表第27化学分析の項中「1,900円」を「2,000円」に、「2,440円」
を「2,500円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2,760円」を「2,7
70円」に、「30,030円」を「31,500円」に改め、同表食品試験の項中「
30,450円」を「30,500円」に、「19,980円」を「20,000円」
に、「4,510円」を「4,550円」に、「48,790円」を「49,010円」
に、「12,670円」を「12,750円」に、「23,990円」を「24,00
0円」に改め、同表機械試験の項中「9,090円」を「9,000円」に、「1,0
50円」を「1,060円」に、「6,520円」を「6,750円」に改め、同表金
属分析の項中「2,330円」を「2,400円」に、「5,480円」を「5,90
0円」に改め、同表金属試験の項中「1,250円」を「1,240円」に、「20,
080円」を「20,050円」に、「12,600円」を「12,650円」に改め、
同表窯業試験の項中「1,490円」を「1,500円」に、「8,280円」を「8,
470円」に改める。

別表第28農産物及びその加工品の項中「2,980円」を「2,990円」に、「
19,980円」を「20,000円」に、「1,960円」を「1,970円」に、
「5,710円」を「5,800円」に、「6,040円」を「6,050円」に改め
る。

(熊本県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第31備考2の改正規定中「150円を、」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円」に、「200円を、」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている申込みに対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第434号及び第435号を次のように改める。

434 及び 435 削除

（提案理由）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。